

令和7年度第1回  
野田市廃棄物減量等推進審議会  
会議次第

《日 時》 令和7年11月21日（金）  
午後1時30分から  
《会 場》 野田市役所8階大会議室

- 1 開 会
- 2 市長挨拶
- 3 議 題
  - (1) 会長選出について
  - (2) 副会長選出について
  - (3) 野田市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）の進捗状況について
- 4 報告事項
  - (1) 現清掃工場の基幹的設備改良工事について
  - (2) 市役所等駐車場の運用変更について
- 5 そ の 他
- 6 閉 会

議題 第1・2号

○野田市廃棄物減量等推進審議会条例【抜粋】

平成4年12月18日

野田市条例第30号

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(平25条例38・一部改正)

## 議題 第3号

### 野田市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）の進捗状況について

#### 1 一般廃棄物処理基本計画の減量目標である20%削減に対する減量状況について

野田市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）における減量目標につきましては、清掃工場の負担を減らし、長寿命化を図ることが必要であり、最終処分場の容量もひっ迫している状況であることから、引き続きごみの減量に取組んでいく必要があるため、前計画を引き継ぎ、市民の皆さまのご協力を得ることを大前提に、令和15年度までに平成22年度の基準に対し20%のごみの減量を目指していきます。

この計画では、1人1日当たりのごみ排出量を基準年度である平成22年度の639グラムに対して目標年度である令和15年度には20%削減の511グラムとすることを目指しています。基準年度に対する各年度のごみ排出量の実績と減量目標は、表1-1、1-2のとおりです。

なお、社会変動などを踏まえておおむね5年ごとに改定することとされていることから、中間年度（令和10年度）において見直しを行います。

表1-1 1人1日当たりのごみ排出量の推移

単位：グラム／人／日

年度	22年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
減量状況	639.24	555.23	—	—	—	—
	基準年度	△13.1%	—	—	—	—
減量目標*	639	566	560	554	548	542
	基準年度	△11.4%	△12.4%	△13.3%	△14.2%	△15.2%

※減量目標は、令和6年3月に改訂した『野田市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）』に掲げるごみ排出量削減目標20%に係る各年度の減量目標です。

表1-2 1人1日当たりのごみ排出量の推移（家庭系・事業系） 単位：グラム／人／日

年度	22年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
家庭系	419.25	393.36	—	—	—	—
	基準年度	△6.2%	—	—	—	—
事業系	419	399	394	389	384	379
	基準年度	△4.8%	△6.0%	△7.2%	△8.4%	△9.5%
事業系	219.99	161.87	—	—	—	—
	基準年度	△26.4%	—	—	—	—
事業系	220	167	166	165	164	163
	基準年度	△24.1%	△24.5%	△25.0%	△25.5%	△25.9%

## 2 ごみ減量施策についての令和6年度の取組状況

野田市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）の重点施策の内容は、別紙の資料1になります。令和6年度からの新たな取り組みについては、重点施策No.9（重点施策）ごみ減量・リサイクルの推進、（項目）（1）生ごみのリサイクル、細項目3）家庭におけるコンポスト化等、生ごみ処理の普及拡大になりますが、「生ごみ堆肥化装置購入助成金制度」において、本助成金制度を利用しやすくすることで、生ごみの減量をさらに推進するため、申請書類の簡素化を行いました。また、登録販売店制度を廃止してインターネットなどで購入した生ごみ堆肥化装置も助成対象としました。令和6年度の助成件数は183件となり、前年度から85件増えております。

重点施策No.17（重点施策）ごみ減量・リサイクルの推進、（項目）（6）指定ごみ袋無料配布の継続では、環境に配慮した素材であるバイオマスプラスチック10%配合の可燃用指定ごみ袋を令和6年10月から導入しております。

また、重点施策No.20（重点施策）ごみ減量・リサイクルの推進、（項目）（9）資源の分類と出し方の明確化と周知徹底では、外国人向け啓発冊子「野田市のごみの出し方・資源の出し方」において、市内の在住外国人としてパキスタン国籍の方が多いことから令和7年2月からウルドゥー語版を追加して、ごみ出しルールの徹底を図っております。

なお、今後についても市内在住外国人の状況を見て、「野田市のごみの出し方・資源の出し方」の発行をするなど、その他の重点施策においても減量目標達成に向けて取り組んでいきます。

## 野田市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)の重点施策に対する取組状況

資料1

No.	重点施策	項目	細項目	野田市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)	市の取組状況
1	排出抑制	(1) 「野田市のごみの出し方・資源の出し方」の周知徹底		<p>ごみの減量とリサイクルの推進を図るために、ごみ排出ルールの周知徹底が最も重要であり、適正な排出と排出抑制を図るために、啓発冊子「野田市のごみの出し方・資源の出し方」を全世帯に配付しています。</p> <p>なお、大きな変更点がない限り、隔年発行を基本とし、市民、事業者の確実な実行を促進します。また、市内在住が増加している外国人も理解できるように外国語版(5か国)の「野田市のごみの出し方・資源の出し方」を活用し、誰でも正しいごみの出し方ができるように周知し、さらに、ごみ分別アプリ「さんあ～る」の登録者数も年々増加していることから、アプリの利用促進を図るとともに、内容の充実に努めます。</p> <p>引き続き、廃棄物減量等推進員のみならず、自治会との連携を図りながら、地区座談会の実施や自治会回覧など、様々な機会を利用し排出ルールの周知徹底を図り、全市民による協働体制の構築を強力に推進していくとともに、市報・市ホームページなどを利用し、ごみの減量・リサイクルの推進について、周知徹底を図ります。</p>	<p>啓発冊子「ごみの出し方・資源の出し方」を隔年で作成し、全世帯に配付することでごみ出しルールの周知徹底を図っております。また、廃棄物減量等推進員が開催する地区座談会への積極的な参加を呼びかけるとともに啓発冊子「ごみの出し方・資源の出し方」を資料として活用することで、さらなるルールの徹底を図っております。</p> <p>外国人向け啓発冊子については、5言語(英語、中国語、韓国語、タガログ語、ベトナム語)(令和5年4月改訂)を配布するとともに、市内在住外国人としてパキスタン国籍の方が特に増加傾向であることから、令和7年2月からはウルドゥー語版を追加して計6言語とし、ルールの徹底に努めています。</p> <p>ごみ分別アプリ「さんあ～る」については、令和2年12月からは啓発冊子同様5言語に対応したほか、令和5年4月からはチャットボット機能を追加し、より分かりやすい周知に努めています。</p>
2	排出抑制	(2) 水切りの実施		<p>生ごみの水切りを実践することは、原点処理である排出源での減量につながり、大きな排出抑制効果が期待できます。そのためには、市民による取組が非常に重要です。</p> <p>市民一人一人による水切りの実践が減量に効果的であることから、市としてはPR方法も検討しながら積極的に推進していきます。その際、啓発活動の一環として、水分減量方法について、広く市民にアイデア募集を行ったり、市民各自による水切りへの実践効果の向上方法の一つの手法として、水切り用具活用のためのモニター制度の創設についても検討します。</p>	<p>啓発冊子「ごみの出し方・資源の出し方」において、「生ごみは水を切って減量化」の記事を掲載し、啓発を図っています。</p> <p>また、市報の「ごみ減量まめ知識」に生ごみの水切りによる減量について適宜掲載し、周知を図っています。</p>
3	排出抑制	(3) 食品ロス対策		<p>食品ロスの削減は、可燃ごみの約3割が厨芥ごみとなっている本市にとって、ごみの減量に大きな効果が期待できることから、啓発に努めてきました。</p> <p>一方、国では、「食品ロス削減推進法」が令和元(2019)年10月1日に施行され、法律に基づく「食品ロス削減基本方針」が令和2(2020)年3月31日に閣議決定されました。</p> <p>「食品ロス削減推進法」の中で、市町村は「食品ロス削減基本方針」を踏まえ、当該市町村の区域内における食品ロス削減の推進に関する計画を定めるよう努めなければならないとされていること、また、「食品ロス削減基本方針」において、一般廃棄物処理基本計画の中に食品ロス削減の取組を位置付けられることも考えられるとされていることから、市では、食品ロスの削減のための取組を別節にて定め、「食品ロス削減推進計画」とすることとします。</p> <p>今後も、食品ロスを削減するため、取組などの周知徹底に努め、積極的に推進していきます。</p>	<p>市ホームページや啓発冊子「ごみの出し方・資源の出し方」において、家庭で実践できる食品ロスを減らす3つのポイントなどを紹介しています。また、市報の「ごみ減量まめ知識」に食品ロスの削減について適宜掲載するとともに、リサイクルフェア(令和7年度は環境フェア)において、食品ロスの削減に関するパネル展示を行い周知を図っています。</p>
4	排出抑制	(4) 不要なダイレクトメールの拒否		<p>ダイレクトメールは、本人の意思に関係なく送付されることから、不要なダイレクトメールの断り方などを紹介します。</p>	<p>啓発冊子「ごみの出し方・資源の出し方」において、受取拒否の方法などを紹介しています。</p>
5	排出抑制	(5) 簡易包装の推奨		<p>家庭系ごみの中で大量に排出されている包装紙などの減量化を推進するため、事業者に簡易包装商品などの導入による環境に配慮した取組を促します。また、市民に対しては、過剰包装の商品や使い捨ての商品をできるだけ買わないよう奨励します。</p> <p>また、簡易包装実施店舗を紹介します。</p>	<p>啓発冊子「ごみの出し方・資源の出し方」において、簡易包装をしている店舗の紹介をしています。</p>
6	排出抑制	(6) ノーレジ袋運動の推進		<p>レジ袋の削減は、簡単にできる環境に配慮した行動の一つであることから、事業者と連携しマイバッグ運動を奨励するとともに、実施店舗を紹介します。</p>	<p>リサイクルフェアにおけるマイバッグの配付や啓発冊子「ごみの出し方・資源の出し方」においてもレジ袋回収をしている店舗紹介をしています。</p>
7	ごみ減量・リサイクルの推進	(1) 生ごみのリサイクル	1) 生ごみの分別回収・資源化(堆肥化)の早期実施	<p>焼却対象ごみに占める割合の高い生ごみ(厨芥(ちゅうかい)類)について、資源化(堆肥化・飼料化・メタンガス化等)を目的とした分別回収の実施を目指します。</p>	<p>引き続き、分別回収については、検討していきます。</p>

## 野田市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)の重点施策に対する取組状況

資料1

No.	重点施策	項目	細項目	野田市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)	市の取組状況
8	ごみ減量・リサイクルの推進	(1) 生ごみのリサイクル	2) コンポスト利用者との連携	生ごみを堆肥化した製品（コンポスト）は、利用者による積極的かつ継続的な活用が不可欠であることから、リサイクルループ（生ごみの排出者、堆肥の生産者、堆肥による食物の生産者の3者間での循環する流れ）の構築を目指します。	食品リサイクル法に基づく、食品リサイクル・ループ（再生利用事業計画）の認定制度の周知に努めています。
9	ごみ減量・リサイクルの推進	(1) 生ごみのリサイクル	3) 家庭におけるコンポスト化等、生ごみ処理の普及拡大	平成7（1995）年度から開始し、平成28（2016）年度に制度拡充をした「生ごみ堆肥化装置購入助成金制度」の更なる推進により生ごみ処理の普及拡大を図ることとし、その際、処理機種ごとに一部の家庭の協力を求め、生ごみの減量効果などを検証します。 また、水分削減とともに分解処理や乾燥処理により減量化した生ごみについては、回収方法や交換制度などの検討を行い、資源化を前提とした更なる排出抑制を目指します。	啓発冊子「ごみの出し方・資源の出し方」において案内するほか、あらゆるツールを活用し周知を図っています。また、リサイクルフェアにおいては、コンポストや機械式生ごみ処理機の実物展示をするとともに、使用方法や減量効果等をパネル展示により紹介することで普及に努めています。 さらに令和6年度からは、登録店制度を廃止し、インターネットによる購入も助成対象としたことから、申請件数が大幅に増加したため、補正による予算の増額措置もしています。
10	ごみ減量・リサイクルの推進	(1) 生ごみのリサイクル	4) 学校給食における資源化の推進	学校給食で生じた生ごみの資源化を推進します。	市内の小学校で1校、中学校で1校の計2校に生ごみ処理機を設置し、生ごみの資源化をしています。 また、学校給食センターで発生する厨芥ごみについては、食品リサイクル法に基づく認定事業者に搬入し資源化しています。
11	ごみ減量・リサイクルの推進	(1) 生ごみのリサイクル	5) 事業所における堆肥化処理の促進	生ごみ排出事業者については、有効な減量化策として堆肥化処理に取り組むよう促します。	事業者も「生ごみ堆肥化装置購入助成金制度」の助成対象とし、令和6年度からは、登録店制度を廃止し、インターネットによる購入も助成対象としています。
12	ごみ減量・リサイクルの推進	(2) 紙ごみのリサイクル	1) 紙類の更なる資源化に向けた分別の周知徹底	平成25年度から3年間実施した分類調査の結果、依然として紙類が多く含まれるため、紙類の更なる資源化に向けた分別の実施について周知徹底を図ります。	啓発冊子「ごみの出し方・資源の出し方」や、市報、さんあ～る、地区座談会などで周知しているほか、市報の「ごみ減量まめ知識」にも紙類の分別排出方法などについて掲載し、周知に努めています。
13	ごみ減量・リサイクルの推進	(2) 紙ごみのリサイクル	2) 使用済み紙おむつのリサイクル方法の検討	本市では、高齢化が進行しており、可燃ごみとして排出される紙おむつも増加傾向にあると考えられることから、衛生面に十分留意しつつ、リサイクル方法を検討します。	紙おむつのリサイクルについては、長期的な検討課題であり、国や民間事業者などで様々な検討が進められていますが、実用段階に至っていない事例も多いことから、現状は国や民間事業者、他の自治体などの動向を注視しています。
14	ごみ減量・リサイクルの推進	(3) 資源回収の拡充		資源回収の拡充策として、現状の集団資源回収を推進していくとともに、新たな資源回収品目の追加や、ごみステーション（集積所）を活用した資源回収の実施も検討します。 また、入れ歯回収ボックスを設置して、不要となった金歯や入れ歯の回収を進めます。なお、新聞販売店等の民間回収については、共存を図っていくこととします。	現行の集団資源回収については、回収費用も行政回収に比べて安価であり、回収品の排出状況も違反ごみも少なく品質も良いことから、継続実施しています。また、ごみステーションでの資源回収については、費用対効果や当番などによる市民負担の関係から検討段階には至っていません。入れ歯については、社会福祉協議会と関宿福祉センターやすらぎの郷の2箇所に回収ボックスを設置しています。 小型家電の普及が増える中、有害ごみとなるリチウムイオン電池などの排出量も増え、リサイクル施設での火災につながる恐れから、ごみ減量協力店での回収に加え、市内3箇所（市役所、清掃工場、リサイクルセンター）でリチウムイオン電池などを回収していましたが、令和6年8月からは関宿支所、令和7年4月からは北、中央、南出張所においても回収を開始しました。
15	ごみ減量・リサイクルの推進	(4) 小型家電回収の推進		使用済み小型家電回収の推進については、ごみの減量につながることから、様々な機会を利用してPRとともに、回収拠点や回収頻度の見直しなど、より効果的な回収システムの構築に取り組みます。	使用済み小型家電回収については、不燃ごみとして排出できるほか、月曜日から金曜日まで（祝日を含む）再資源化事業協同組合において、無料持回収を行っています。 また、資源物の持回収についても小型家電と併せて行っています。

## 野田市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)の重点施策に対する取組状況

資料1

No.	重点施策	項目	細項目	野田市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)	市の取組状況
16	ごみ減量・リサイクルの推進	(5) プロジェクトチーム・専門委員会等の設置		基本計画による方針を受けて、具体的な個別施策の実施に向けた行動については、必要に応じて、プロジェクトチームや専門委員会を設置して、実効性のある施策の早期実施を図ります。	設置実績はありませんが、今後も必要に応じて設置します。
17	ごみ減量・リサイクルの推進	(6) 指定ごみ袋無料配布数の継続		家庭ごみの処理責任は市にあり、ごみの減量を推進することも重要であることから、最も直接的で有効なごみ減量施策であるため、指定ごみ袋の無料配布を継続することとします。なお、配布数については市民のニーズに合わせ、紙おむつの加算年齢を3歳児まで拡大したことで充足しているため、当面は見直しを行わず、容量選択制により市民の利便性の向上を図ります。 また、指定ごみ袋への環境配慮素材の導入を図ります。	<b>【第6次答申(平成30年度)】</b> 指定ごみ袋制度については、他市で導入している一枚目からの有料制度も検討しましたが、現在の野田市の指定ごみ袋制度は、制度導入後、適宜見直しが行われ、今までに大きな減量効果が得られていることや、指定ごみ袋の平均交換枚数から見ても市民の多くは無料配布枚数で足りていると考えられることから、現在の制度が定着していると考え、現状の制度を維持することとしました。また、市民のライフスタイルに対応するため、令和元年度からお手元にある引換券の総容量を超えない範囲であれば自由に袋の容量を変更することができるようになりました。 なお、令和6年10月からは、環境に配慮した素材であるバイオマスプラスチック10%配合の可燃用指定ごみ袋を導入しました。
18	ごみ減量・リサイクルの推進	(7) 持込みごみ処理手数料の改定		持込みごみ処理手数料については、平成27(2015)年7月に改定していますが、引き続き、近隣市の処理手数料の動向に注視し必要に応じ見直しを検討します。	スプリング入りマットレスの処分費用が高額となっていたことから、令和5年7月より、スプリング入りマットレス1個につき粗大ごみ処理券1枚から3枚に変更するとともに、ごみ処理手数料「135円／10kgまでごとに(税別)」から「405円／10kgまでごとに(税別)」に変更しました。
19	ごみ減量・リサイクルの推進	(8) リサイクルプラザの利用促進		令和3(2021)年度より場所をイオンノア店内に移動し、名称を「リサイクルプラザのだ」に変更したことにより、イメージアップにつながり利用者も増加しています。 今後も市民にリサイクルプラザのだのPRを含めた施設の周知徹底を図ります。	リサイクルプラザのだ(有償提供)については、利用者数の増加とともに、販売金額も増加傾向にあることから、引き続き、PRを含めた周知に努めてまいります。
20	ごみ減量・リサイクルの推進	(9) 資源の分類と出し方の明確化と周知徹底		資源の分別と出し方については、廃棄物減量等推進員の協力の下に地区座談会などの開催を通じて啓発冊子「野田市のごみの出し方・資源の出し方」の周知徹底を図ります。 また、啓発冊子「野田市のごみの出し方・資源の出し方」について、市民により分かりやすくするため、今後も継続的に見直しを行い、様々な機会を利用して周知徹底を図ります。	廃棄物減量等推進員の協力の下に地区座談会などの開催を通じて啓発冊子「ごみの出し方・資源の出し方」の周知を図るとともに、掲載品目やレイアウトについて発行年ごとに改善を図っています。外国語版においては、5言語に対応していましたが、市内在住外国人としてパキスタン国籍の方が特に増加傾向であることからウルドゥー語版を令和7年2月に発行しました。 また、ごみ分別アプリ「さんあーる」については、令和2年12月からは啓発冊子同様5言語に対応したほか、令和5年4月からはチャットボット機能を追加し、啓発冊子「ごみの出し方・資源の出し方」をより分かりやすく周知しています。
21	ごみ減量・リサイクルの推進	(10) 自治会等によるごみ減量・リサイクル活動の活性化		廃棄物減量等推進員の活動を推進し、自治会などとの連携強化を図りながら、集団資源回収の拡大について検討していきます。 また、自治会などに対して、廃棄物減量等推進員活動の重要性を周知することで、推進員が活動しやすい環境を整えるとともに、推進員会議における研修や地区連絡会などにより、引き続き推進員の育成を図っていきます。	資源回収報償金制度への制度変更時には、制度変更に伴う推進員の活動がスムーズに進むよう、自治会や団体代表者などにも変更内容について通知し、共有していくことで活動を支援しました。また、推進員会議における研修会や地区連絡会の実施などにより、推進員の育成も図っています。
22	ごみ減量・リサイクルの推進	(11) 資源回収業者の育成		集団資源回収の継続発展のために、資源回収業者の支援・育成を図ります。	市の集団資源回収制度について理解を深めていただくとともに、排出状況などを確認することで、より良い制度とするため、毎年、市と再資源化事業協同組合で意見交換の場を設けています。

## 野田市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)の重点施策に対する取組状況

資料1

No.	重点施策	項目	細項目	野田市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)	市の取組状況
23	ごみ減量・リサイクルの推進	(12) 事業系ごみの排出指導		事業用大規模建築物の所有者へ届出を求めている「減量計画書」に基づく排出指導の徹底を図ります。中小事業所に対しては、市民、行政との3者の連携への積極的な協力を要請するとともに、施設搬入時における抜き打ち展開検査などを実施し、指導を強化していきます。	事業用大規模建築物の所有者へ届出を求めている「減量化計画書」に基づく排出指導の徹底を図るとともに、事業系ごみの排出事業者向けパンフレットを作成し、ごみの減量とリサイクルの推進を図っています。
24	ごみ減量・リサイクルの推進	(13) プラスチック資源循環の推進		不燃物として収集されるプラスチック製品廃棄物について、現在実施している容器包装プラスチックリサイクルの仕組みを継続するとともに、プラスチック資源循環環境法の対象プラスチックについても、リサイクル手法について検証し、早期の実施を目指します。	不燃物として収集されるプラスチック製品廃棄物について、現在実施している容器包装プラスチックリサイクルの仕組みを継続するとともに、プラスチック資源循環促進法の対象プラスチックについても、リサイクル手法について検証し、清掃工場の基幹的設備改良工事に合わせた実施に向けて準備を進めます。
25	ごみ処理システムの整備・拡充	(1) 新清掃工場の建設		<p>新清掃工場の建設については、現清掃工場の老朽化に伴い、喫緊の課題として「新清掃工場建設候補地選定審議会」を設置し、数年に渡って議論した結果、平成30(2018)年3月の答申において、船形地区(第二清掃工場隣接地)を最適地として選定されました。</p> <p>市では答申に基づき、地元住民との協議を進めてまいりましたが、一部住民から反対の意見が出され、協議が難航していた中、新型コロナウイルス感染症のまん延により協議中断が余儀なくされました。協議中断の間、令和2(2020)年8月に洪水ハザードマップの改訂により候補地の浸水深が改訂前より更深い浸水深に見直されたことから、建設場所として再考せざるを得ない状況となつたほか、東京オリンピック関連事業やリニアモーターカー関連事業等の影響による慢性的な人手不足等から建設費が高騰していること、新型コロナウイルス感染症拡大による生活スタイルの変化等によりごみの減量が計画通りに進んでいないこと、近年の豪雨等による災害リスクが高まっており新清掃工場の処理能力そのものの見直しも必要であることなど、答申当時は建設に係る前提条件が大きく変化した結果、当該地での建設計画を断念せざるを得ない状況となりました。</p> <p>しかし、新清掃工場の早期建設は喫緊の課題であることに変わりはなく、現清掃工場の長寿命化を図りながら、自区内処理を原則とした新たな候補地の選定を進めるとともに、国の方針に基づいて広域化を進める県とも連携し、建設経費や収集経費などを含めて議論を重ね、他市との広域処理についても検討します。</p>	<p>新清掃工場の建設については、新清掃工場建設候補地選定審議会より船形地区的野田市第二清掃工場隣接地が妥当との第1次答申を受けたことから、地元の了解を得て、平成28年10月から29年8月まで環境アセスメント調査を実施したうえで、建設同意を得るため、合同対策委員会や地元自治会への説明会を開催しました。</p> <p>令和2年度に入り新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、地元との協議が中断している中、ハザードマップの見直しや、建設費の高騰と慢性的な人員不足、また近年では、震災、豪雨等による災害発生リスクが高まり、できる限り災害廃棄物を処理できる体制を確保するため、新清掃工場の処理能力を見直さざるを得ない状況などから、令和4年9月に第二清掃工場に隣接する候補地での建設を断念することを決定しました。</p> <p>今後は、新たな建設候補地を選定していく中で、基幹的設備改良工事の実施により長寿命化を図るとともに、広域処理も選択肢の1つとして幅広く検討していく予定です。</p>
26	ごみ処理システムの整備・拡充	(2) リサイクルセンターの管理運営		リサイクルセンターについては、適正な管理運営を行うとともに、不燃ごみとして排出される容器包装プラスチック類や混入している金属類、ペットボトル類などを選別して、資源化率の向上を目指します。	リサイクルセンターでは、適正な管理運営を行うとともに、不燃ごみとして排出される容器包装プラスチック類や混入している金属類、ペットボトル類などを選別して、資源化率の向上に努めています。
27	ごみ処理システムの整備・拡充	(3) 公害防止対策の徹底		施設運用時には、ダイオキシン類などの有害物質の発生を可能な限り低減させるため、厳正な運転管理を行い、公害防止対策の徹底を図ります。なお、大気質や騒音・振動・臭気、ダイオキシン類の測定結果及び施設の運転管理状況については、定期的に「野田市清掃工場等環境保全協議会」に報告するとともに市民に公表します。	大気質や騒音・振動・臭気、ダイオキシン類の測定結果及び施設の運転管理状況について、毎年度「野田市清掃工場等環境保全協議会」に報告し、市民に公表しています。
28	ごみ処理システムの整備・拡充	(4) 堆肥センターの活用		生産堆肥の需要市場の動向を踏まえ、現在の堆肥センターの活用に努めます。	啓発冊子「ごみの出し方・資源の出し方」や市ホームページ等により「みどりの収集窓口」や堆肥センターを継続的に広報し、周知に努めています。
29	ごみ処理システムの整備・拡充	(5) 焼却灰のリサイクル推進		焼却灰の一部エコセメント化及びスラグ化については、今後の情勢変化を踏まえ検討します。	『市原エコセメント』が長期休業中のため、焼却灰の持ち込みを休止しています。

## 野田市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)の重点施策に対する取組状況

資料1

No.	重点施策	項目	細項目	野田市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)	市の取組状況
30	ごみ処理システムの整備・拡充	(6) 最終処分場の建設		最終処分場は、自区内処理を完結させるためには必要な施設ですが、本市では、平成元(1989)年以降、他市の民間処分場に依存しています。 本市は、周囲を河川に囲まれ、優良農地が多く存在していることからも、その確保が困難な状況となっていますが、今後も引き続き確保に努めます。	引き続き、建設候補地の確保に努めています。
31	環境保全意識の普及啓発	(1) 環境教育の推進		未来を担う子供たちの環境保全意識の高揚を図るため、副読本を充実させ、自発的に環境美化を実践した児童・生徒の表彰を行い、子供たちを発信源とした家庭、地域における環境美化意識の向上などを図ります。 また、子供たちに環境保全の重要性を体感させるため、新清掃工場などのごみ処理施設を拠点とした環境教育の実践を目指します。	副読本「わたしたちの野田市」の活用や、清掃工場等の施設見学学習を通して、環境教育に努めている。見えないところで自発的に環境美化を実践した児童・生徒の表彰の実施には至っていませんが、毎年実施しているリサイクルフェア(令和7年度は環境フェア)において、小学校4年生を対象とした「ポスター展」を実施し、優秀賞作品を市長が表彰しています。現在の副読本「わたしたちの野田市」は、令和6年4月に発行しておりますが、教科書の改訂に合わせた副読本の見直しを行い内容の充実を図っています。
32	環境保全意識の普及啓発	(2) 環境学習の推進		最も身近な地域コミュニティの場である自治会を中心として環境保全意識の普及啓発を図るため、例えば、各自治会において廃棄物減量等推進員活動を自治会活動の一環として位置付けることを推奨するなど、廃棄物減量等推進員と自治会との連携強化を図るとともに、新清掃工場などのごみ処理施設を環境学習の拠点としても位置付け、見学会の実施などを進めます。	自治会連合会への働きかけや、制度変更の周知については、推進員の活動がスマートに実践できるよう、自治会長や団体代表者にも周知することで理解を深めている。また、清掃工場やリサイクルセンターにおいて随時施設見学を受け入れています。
33	環境保全意識の普及啓発	(3) 啓発手法の多様化		市報などを中心とした従来型の広報・指導啓発の強化を図るとともに、ホームページ及びさんあ～るの活用、分別シートなどの作成・配布、製造メーカーや流通企業への働きかけなど、より多くの市民に環境保全意識の普及を図るため、啓発手法の多様化を進めます。	市報、市ホームページ、啓発冊子「ごみの出し方・資源の出し方」、ごみ分別アプリ「さんあ～る」の活用による広報の強化を図っています。さらに状況に応じLINEやまめメール等を有効に活用し啓発手法の多様化に努めています。
34	環境保全意識の普及啓発	(4) グリーン購入の推進		市は、グリーン購入法に基づき、環境負荷の少ない製品の購入に取り組みます。また、再利用・資源化された製品の購入に努めます。 なお、事業者にも同様の取組を促していきます。	市では、環境負荷の少ない製品や再利用・資源化された製品の購入に努めています。 また、啓発冊子「ごみの出し方・資源の出し方」の中で、「エコマーク」などの環境ラベルを紹介し取組を促しています。
35	環境保全意識の普及啓発	(5) ごみの減量・リサイクルを始めとした幅広いイベントの実施		ごみの減量・リサイクルに対する市民の意識を高めるため、啓発活動を継続するとともに、不法投棄や地球温暖化といった環境問題全般に関わるイベントの実施に努めます。	リサイクルフェア(令和7年度は環境フェア)において、「牛乳パックリサイクル講習会」を実施しました。また、生ごみ堆肥化装置などの実物展示を行い堆肥化装置の活用方法などの紹介や、食品ロスの削減に関するパネル展示、おもちゃを無償修理するおもちゃ病院の開設のほか、環境問題への取組として、災害協定を締結している日産自動車(株)の協力を得て、電気自動車(EV)を展示し、環境への効果や蓄電池としての利用について啓発するため、ブースを設置しました。 なお、令和7年度は環境フェアとして実施し、カーボンニュートラルシティ推進協議会に加盟する企業の地球温暖化対策についてパネル展示なども実施しました。
36	環境保全意識の普及啓発	(6) 市民、事業者、行政の3者の連携強化		基本方針である『～市民・事業者・行政の協働による～循環型社会への更なる推進』を図るため、生ごみの堆肥化を実施しているスーパー・マーケットやコンビニエンスストア等の事業者との情報交換や協力ができるよう、定期的に市民、事業者、行政の3者が連携できる場を設定するなど、環境保全意識の共有化による3者の連携強化を進めます。	事業者や市民、行政が定期的に情報交換や協力できる場の設置には至っていませんが、廃棄物減量等推進審議会委員構成に野田商工会議所、野田市関宿商工会、野田市小中学校PTA連絡協議会、自治会や廃棄物減量等推進員の代表をご推薦いただき、また、野田市内の市民から公募委員を構成員としてすることで、様々な立場の方からご意見をいただきながら、様々な施策を実施しています。

# 報告第1号

## 現清掃工場の基幹的設備改良工事について

### 1 経緯

#### ① 市内での新清掃工場の建設

自区内処理を基本とし、市内での新清掃工場の建設を優先に検討しているが、場所の選定は白紙状態であること、建設費の高騰により莫大な費用がかかることから、実現までは時間要する。

#### ② 他の自治体とのごみ処理の広域化・集約化

近隣市町村との連携による広域的な新清掃工場の建設も検討しているが、近隣の柏市や流山市が現在基幹的設備改良工事を実施し、長寿命化を図っていることから、実現までは時間要する。

#### ③ 現清掃工場の基幹的設備改良工事による長寿命化

上記①②の状況を考えた場合、双方とも時間を要することから、新たな選択肢として①または②を実現するまでの間、現清掃工場の基幹的設備改良工事を実施し、長寿命化を図ることとした。

なお、建設から40年を迎えた現清掃工場では想定していなかった重大な損傷が今年に入って相次いでいるため、一刻も早く基幹的設備改良工事を実施する必要がある。

※ 野田市が実施する基幹的設備改良工事とは、ごみ焼却処理施設の根幹である焼却炉の更新は行わず、焼却能力を変更することなく、その他主要な重要設備や機器について、大規模な修繕及び更新する事業のこと。

### 2 基幹的整備改良工事の主な改良箇所

(現状の能力を維持しつつ最新機器に変更)

- ・ごみピット関連⇒ごみ投入扉やごみクレーンの修繕・更新
- ・焼却炉関連⇒ストーカ油圧ユニット等の修繕・更新
- ・焼却灰関連⇒灰押出装置や灰クレーンの修繕・更新
- ・電気系統関連⇒高圧配電盤や変圧器の修繕・更新
- ・その他⇒中央操作盤等の修繕・更新

※別添「資料1」を参照

### 3 基幹的整備改良工事実施に伴う主な変更内容

#### ① 炉の24時間稼働

・炉の温度を一定に保つことにより、ダイオキシンの発生を抑制するとともに、炉の劣化を軽減できることから、16時間から24時間稼働に変更する予定。ただし、時間延長することで焼却量は増加するが、現実的にはごみ量が少ないため、1炉運転などの運用で焼却能力の変更はしない。

## 報告第1号

### ② 運転管理の委託

- ・24時間稼働による夜間の運転管理を民間委託したい。
- ・最新機器の管理に精通した民間技術の導入を図りたい。

### ③ 関宿地域の可燃ごみの搬入

- ・現在の焼却能力で受け入れ可能であるため、自区内処理の原則から受け入れたい。(収集量約 15 t / 日)
- ・現在、遠方での処理のため、運搬費の削減になります。

## 4 基幹的設備改良工事に伴うスケジュール

今年に入って重大な損傷が相次いでおり、稼働停止を回避するためにも、一刻も早く工事を実施する必要があることから、既に現清掃工場の状況調査や改良が必要な設備について検証するとともに、国・県との協議を進めてまいりました。

なお、地元4自治会（三ツ堀、西三ヶ尾、瀬戸、野田梅郷）に対して、8月に改良工事の詳細やスケジュールを説明し、4自治会からご理解をいただいたところです。

今後も地元4自治会への説明会は工事完成までは状況に応じて引き続き開催したいと考えております。

以上の経過を踏まえ、令和9年7月頃を目処に改良工事に着手し、令和11年度中の完成を目指したいと考えております。

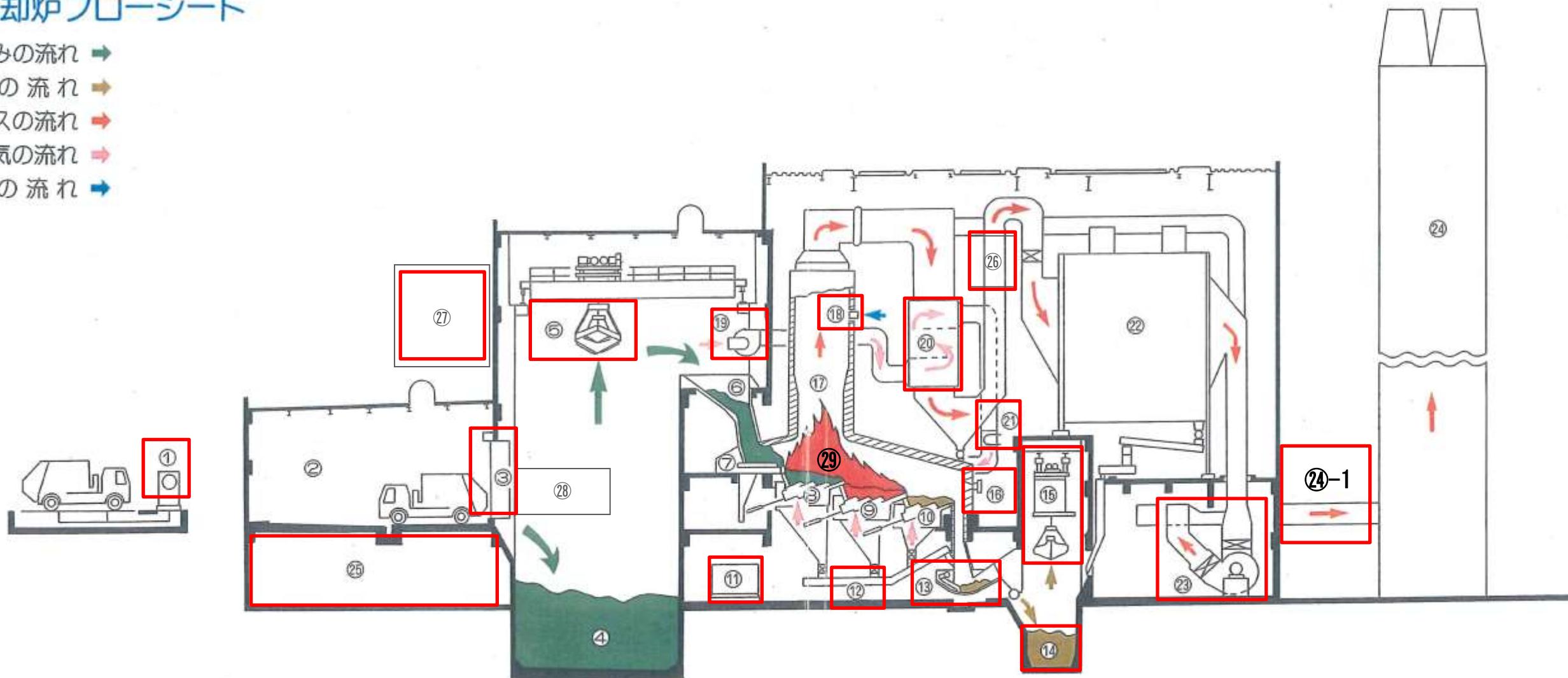
## 設備概要

- ① ごみ計量機
- ② プラットホーム
- ③ ごみ投入扉
- ④ ごみピット
- ⑤ ごみクレーン
- ⑥ 投入ホッパ
- ⑦ フィーダ
- ⑧ 乾燥ストーカ
- ⑨ 燃焼ストーカ
- ⑩ 後燃焼ストーカ

- ⑪ ストーカ用油圧ユニット
- ⑫ ストーカ落下灰コンベア
- ⑬ 灰押出装置
- ⑭ 灰ピット（排気ファン）
- ⑮ 灰クレーン
- ⑯ 助燃装置
- ⑰ ガス冷却室
- ⑱ 噴射ノズル
- ⑲ 押込送風機
- ⑳ 空気予熱器
- ㉑ 溫水発生器
- ㉒ ろ過式集塵装置
- ㉓ 誘引送風機
- ㉔ 煙突
- ㉔-1 煙道
- ㉕ 排水処理設備
- ㉖ 減温装置
- ㉗ 中央操作室
- ㉘ 破碎機
- ㉙ 焼却炉
- ㉚ その他電気設備

## 焼却炉フローシート

- ごみの流れ →  
 灰の流れ →  
 ガスの流れ →  
 空気の流れ →  
 水の流れ →

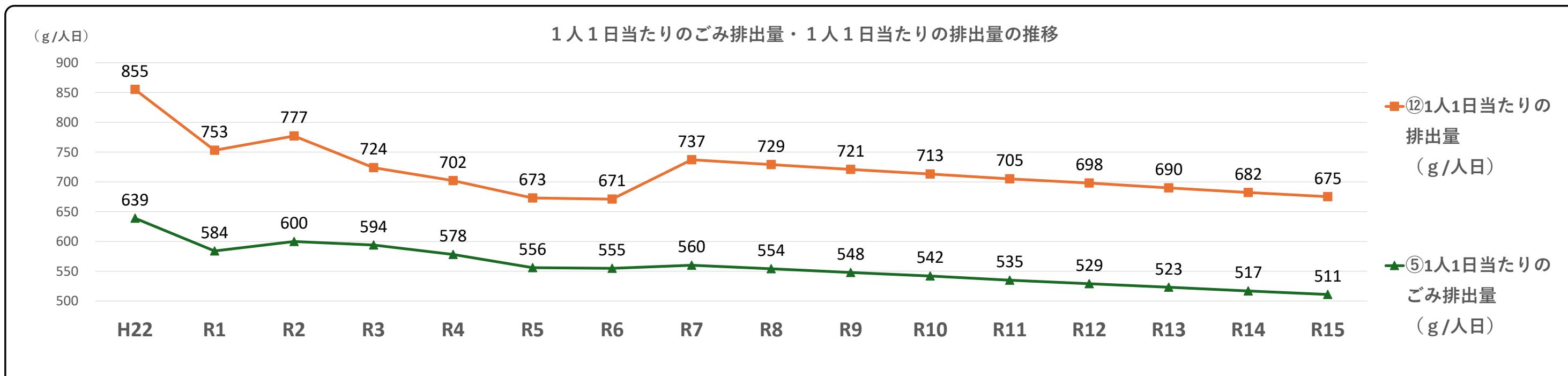


## 資料2 (一般廃棄物処理基本計画 予測値)

一般廃棄物の排出量の実績と予測

指標・単位	基準年度	実績値						予測							目標	
		H22	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
①総人口(人)	157,183	154,330	153,993	153,529	153,600	153,656	153,362	153,684	153,332	152,980	152,630	152,281	151,932	151,584	151,237	150,890
②事業系ごみ排出量(トン)	12,609	9,798	9,888	9,873	9,408	9,017	9,059	9,272	9,204	9,161	9,068	9,001	8,934	8,891	8,800	8,734
③生活系ごみ排出量(トン)	24,030	23,166	23,840	23,425	22,978	22,233	22,015	22,108	21,764	21,480	21,080	20,740	20,401	20,119	19,729	19,395
④ごみ排出量②+③(トン)	36,639	32,964	33,729	33,298	32,386	31,250	31,075	31,380	30,967	30,640	30,148	29,740	29,335	29,010	28,529	28,128
⑤1人1日当たりのごみ排出量(g/人日)	639	584	600	594	578	556	555	560	554	548	542	535	529	523	517	511
⑥集団資源回収量(トン)	8,118	4,670	4,641	3,824	3,818	3,448	3,211	4,337	4,215	4,105	3,973	3,853	3,733	3,679	3,550	3,487
⑦剪定枝・落ち葉・草(トン)	4,232	4,771	5,119	3,288	3,034	3,002	3,146	5,497	5,485	5,487	5,460	5,447	5,490	5,492	5,465	5,452
⑧小型家電(トン)	0	90	117	102	89	89	89	71	70	70	70	70	70	70	69	69
⑨その他(トン)	59	52	51	51	32	45	43	55	54	54	54	54	54	54	54	54
⑩その他排出量⑥+⑦+⑧+⑨(トン)	12,409	9,583	9,927	7,265	6,972	6,583	6,488	9,959	9,825	9,717	9,557	9,424	9,347	9,295	9,138	9,062
⑪総排出量(④+⑩)(トン)	49,048	42,547	43,656	40,562	39,358	37,833	37,563	41,339	40,792	40,357	39,704	39,164	38,681	38,305	37,667	37,191
⑫1人1日当たりの排出量(g/人日)	855	753	777	724	702	673	671	737	729	721	713	705	698	690	682	675
年間日数(日)	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365

※端数処理により割合・合計が合わないことがある。

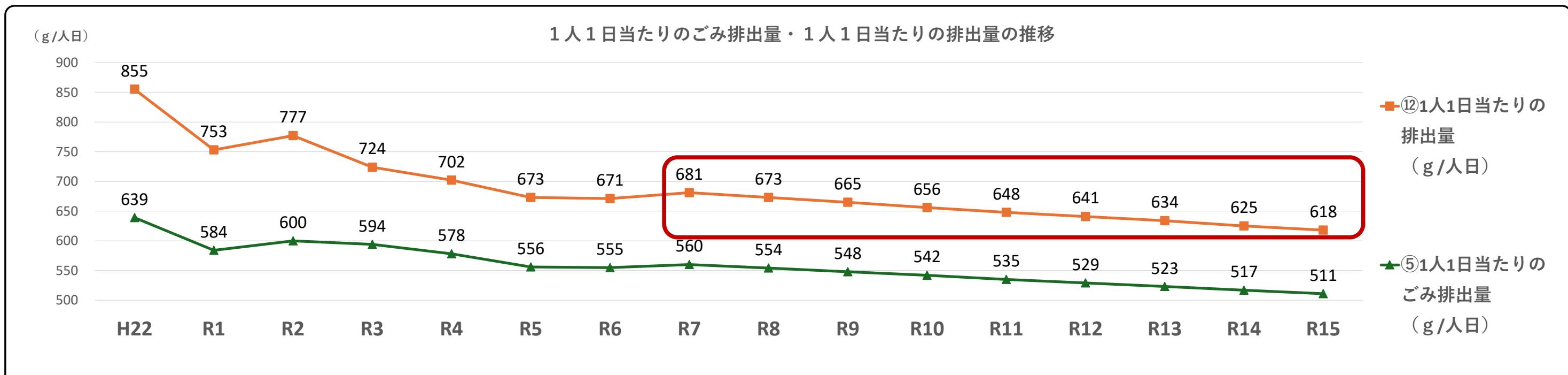


資料3 (循環型社会形成推進地域計画 予測値)

一般廃棄物の排出量の実績と予測

指標・単位	基準年度	実績値						予測							目標	
		H22	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
①総人口(人)	157,183	154,330	153,993	153,529	153,600	153,656	153,362	153,684	153,332	152,980	152,630	152,281	151,932	151,584	151,237	150,890
②事業系ごみ排出量(トン)	12,609	9,798	9,888	9,873	9,408	9,017	9,059	9,272	9,204	9,161	9,068	9,001	8,934	8,891	8,800	8,734
③生活系ごみ排出量(トン)	24,030	23,166	23,840	23,425	22,978	22,233	22,015	22,108	21,764	21,480	21,080	20,740	20,401	20,119	19,729	19,395
④ごみ排出量②+③(トン)	36,639	32,964	33,729	33,298	32,386	31,250	31,075	31,380	30,967	30,640	30,148	29,740	29,335	29,010	28,529	28,128
⑤1人1日当たりのごみ排出量(g/人日)	639	584	600	594	578	556	555	560	554	548	542	535	529	523	517	511
⑥集団資源回収量(トン)	8,118	4,670	4,641	3,824	3,818	3,448	3,211	3,575	3,453	3,343	3,211	3,091	2,971	2,917	2,788	2,725
⑦剪定枝・落ち葉・草(トン)	4,232	4,771	5,119	3,288	3,034	3,002	3,146	3,117	3,105	3,107	3,080	3,067	3,110	3,112	3,085	3,072
⑧小型家電(トン)	0	90	117	102	89	89	89	71	70	70	70	70	70	70	69	69
⑨その他(トン)	59	52	51	51	32	45	43	55	54	54	54	54	54	54	54	54
⑩その他排出量⑥+⑦+⑧+⑨(トン)	12,409	9,583	9,927	7,265	6,972	6,583	6,488	6,817	6,683	6,575	6,415	6,282	6,205	6,153	5,996	5,920
⑪総排出量(④+⑩)(トン)	49,048	42,547	43,656	40,562	39,358	37,833	37,563	38,197	37,650	37,215	36,562	36,022	35,539	35,163	34,525	34,049
⑫1人1日当たりの排出量(g/人日)	855	753	777	724	702	673	671	681	673	665	656	648	641	634	625	618
年間日数(日)	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365

※端数処理により割合・合計が合わないことがある。



# 市役所等駐車場の運用が変わります！



## 駐車場の混雑緩和のために有料化

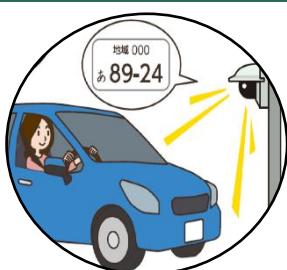
令和8年1月から市役所・保健センター・野田ガスホールの駐車場が有料となります。



## 市役所等に手続きにきた方は無料

市役所・保健センター・中央公民館などの利用者は、引き続き無料で駐車できます。

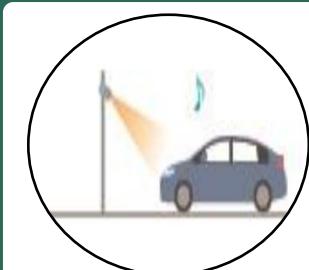
有料となるのは、市役所等に用事のない目的外利用者や野田ガスホールの入館料を徴するイベントです。



## カメラ式駐車場で出入りもスムーズ

カメラ式の駐車場となるので、ゲートバーなどはありません。

そのため、出入り口での渋滞は発生しないので、これまでどおりスムーズに出入りができます。



## 入庫から最初の60分は無料

駐車場に入ってから最初の60分は無料となります。

そのため、市役所に来てから60分以内であれば、無料処理などの精算手続きなしでご帰宅いただけます。

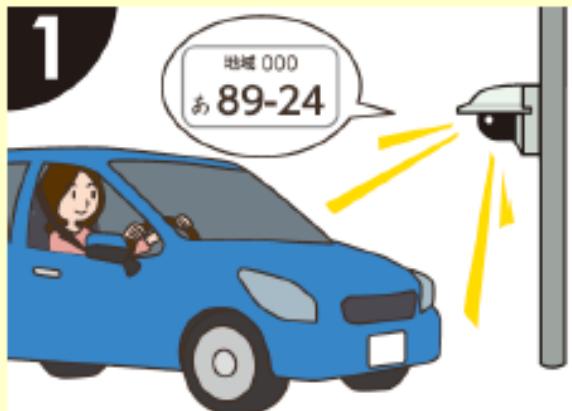
### 【駐車場の料金表】

一般料金	基本料金	全日 最初の60分無料 60分 200円
	最大料金	全日 駐車後24時間500円
利用減免	庁舎等利用の方	庁舎利用時間分無料

# 駐車場ご利用の流れ

## ■ 駐車場入場時

1



入口で車両を感知し、備え付けのカメラで車両ナンバーを認識します。

※駐車券は、発行されません。

## ■ 窓口等にて

2



手続きをした窓口または総合案内で無料サービス券をお受け取りください。

※入庫から60分未満の方は、そのままお帰りいただいて問題ありません。  
(下記3の精算行為不用)

## ■ 駐車場出場時

3



駐車場内の精算機にて、タッチパネルに従ってQRサービス券をかざし、割引処理を行います。

精算機の読み取り部にかざしてください





## ご精算方法

1



車両ナンバー4桁を入力し  
「決定」をタッチしてください

車両ナンバーがご不明な場合は  
おおよその入庫時間から  
検索できます

2



再度ご確認いただき  
よろしければ  
「はい」をタッチしてください

3

### 野田市庁舎ご利用の方

駐車サービス券を読み取り部にかざしてください

お持ちでない方は  
「支払へ進む」を  
タッチしてください

駐車サービス券の印刷面を  
読み取り部にかざしてください

タイムズチケット\*をご利用の方は  
お支払方法選択へお進みください

4

### お支払方法をタッチしてください

お支払方法を併用することはできません（駐車サービス券/普通券のみ可能です）



タイムズポイントを  
ためる方は先に  
こちらをタッチ

お支払方法をタッチし  
ご確認の上、お支払いください

お支払方法により異なりますので  
画面に従ってお進みください

※タイムズチケットとは、タイムズパーキングの駐車料金をご精算の際に精算機に挿入いただくことで、ご利用料金の全額または一部を精算できるチケットです。また、タイムズカーレンタルで出発・帰着時の店頭精算にご利用いただけます。



タイムズチケット

# 利用に関するQ & A

市役所で複数の部署を回り、1時間を超えた場合はどうすればいいですか？

最後に用事を済ませた部署の窓口か総合案内（市役所1階）で無料券を配布します。  
その際、入庫からのおおむねの時間をお伝えください。

精算機はどこにありますか？

①市役所正面玄関入口付近に1台、②保健センター入口付近に1台（キャッシュレスのみ）、③中央公民館入口付近に2台で、すべて屋外に設置予定です（出口には設置しません）。

なお、精算機では、現金、電子決済、クレジットカードによる支払いが可能です。（②保健センター入口付近は、電子決済、クレジットカードによる支払いのみ。）



スマホ（スマートフォン）で精算手続きはできますか？

LINEアプリ（無料処理のみ）、タイムズクラブアプリ（クレジットカードとペイペイのみ）による精算が可能です

バイクも有料対象ですか？

自転車やバイクは、有料対象ではありません。専用駐車スペースを利用して下さい。

【問合せ先】野田市 総務部 管財課 管財係 電話：04-7199-4958（直通）